

ホーム電話規約

第1条 適用

本規約は、株式会社シー・ティーワイ（以下「当社」といいます。）と、「ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款」（以下「KDD I：ホーム電話約款」といいます。）に基づきKDD I株式会社（以下「KDD I」といいます。）との間でケーブルプラスホーム電話サービス（以下「ホーム電話サービス」といいます。）の利用に係る契約を締結する者との間におけるホーム電話サービスに係る料金の請求等について適用されます。

- 2 当社及びKDD Iがホームページその他の手段により通知するホーム電話サービスに係る利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社が本規約において別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

ホーム電話サービスの申込みをする者（以下「申込者」といいます。）が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社を通じてKDD Iに対しホーム電話サービスの利用に係る申込みをし、KDD Iがこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とするホーム電話サービスに係る料金の請求等に関する契約（以下「本契約」といいます。）が成立します（以下、本契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が当社の業務区域以外に居住する者であるとき。
- (2) ホーム電話サービスの利用に必要な電波環境が不十分である等、当該申込者によるホーム電話サービスの利用が技術上困難なとき。
- (3) 申し込みをした者が、ホーム電話サービスに係る料金その他当社に対し支払うべき料金の支払いを怠る恐れがあるとき。
- (4) 申込者が法人であることがわかったとき。
- (5) その他当社の業務遂行上支障があると当社が認めるとき。

第4条 ホーム電話サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、KDD I：ホーム電話約款の規定に基づき契約者がKDD Iに対して支払うべき料金その他の債務（以下「本利用料金等」といいます。）に係る債権が、別途KDD Iの定めるところにより当社に譲渡されること及びその結果当社が本利用料金等を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDD Iが契約者への当該債権の譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第5条 料金

1 決済条件

本利用料金等の支払期日及び支払方法は、当社が別に定めるところによります。

2 割増金

契約者が、本利用料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

3 延滞利息

契約者が、本利用料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の適用に係る場合にあっては法定利率）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6条 サポート

契約者が、KDD Iによるホーム電話サービスの提供開始後も、ホーム電話サービスを利用できない場合は、ホーム電話サービス専用アダプタ（以下「対象端末」といいます。）及び契約者の設備の利用環境・態様に問題がないか確認をした上で、当社に申告するものとします。

- 2 当社は、契約者からの前項の申告に基づき当社所定のサポート対応（以下「サポート」といいます。）を行います。ただし、契約者の利用環境・態様及び申告の時間帯等によっては、サポートの実施が困難な場合又はサポートに相応の時間を要する場合があります。
- 3 前項の定めにかかわらず、契約者の対象端末の利用環境・態様に問題がある場合その他当社又はKDD Iの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートを実施する責を負いません。

第7条 契約の解除

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由及び本契約を解除する日を契約者に通知します。ただし、前項第3号に基づく場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8条 責任の範囲

当社は、本契約に基づく契約者への本利用料金等の請求、サポートの実施等について、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、KDD Iがホーム電話約款に定めるホーム電話サービスに係る基本利用料（定額利用料に限りです。）1ヶ月分に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第9条 個人情報

当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) 本契約を履行すること（契約管理、料金課金、請求、サポート対応等を含みます。）
- (2) 本契約の履行に係るサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
- (3) 本契約の終了より1年間を限度として、前各号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
- (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

- 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。

- 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第27条（第三者提供の制限）に基づき、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。

第10条（不保証）

当社は、本契約の締結により、KDD Iから契約者への本サービスの提供を保証するものではありません。

第11条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

本規約は令和4年10月1日から施行します。